

上田市高齢者等見守りネットワーク会議に関する実施要領

(目的)

第1条 長野県地域見守り活動（しあわせ信州見守り活動）に関する実施要領に定める民間事業者等、上田市と高齢者等の見守り連携提携を締結する民間事業者等、関係機関及び上田市が協力・連携し、高齢者等の見守り活動をすることにより、孤立死等の問題発生を防ぎ、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる体制を確保するため、上田市高齢者等見守りネットワーク会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の各号に関わる事項について所掌する。

- (1) 高齢者等の見守り活動の推進に関すること
- (2) その他高齢者の見守りに関すること

(構成)

第3条 会議は、次の各号に掲げる事業所又は団体の担当者と構成する。

- (1) 長野県地域見守り活動に関する実施要領第2条第1項第2号に定める民間事業者等の市内の事業所のうち会議への参加について同意を得た事業所等
- (2) 上田市と高齢者等の見守り連携提携を締結した民間事業者等
- (3) 上田市からの委託により行う事業の受託者
- (4) 上田市自治会連合会
- (5) 上田市高齢者クラブ連合会
- (6) 上田市民生委員・児童委員協議会
- (7) 社会福祉法人上田市社会福祉協議会
- (8) 上田保健福祉事務所
- (9) 上田警察署
- (10) 上田地域広域連合消防本部
- (11) 上田市消防団
- (12) 上田市

(座長)

第4条 会議に座長を置き、上田市福祉部長をもってあてる。

- 2 座長は、会議を総理する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、座長が必要に応じて招集する。

2 座長は、第3条に規定する者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉部高齢者介護課において処理する。

(情報の保持)

第7条 構成員は、会議で知り得た個人情報、第三者に公表してはならない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年12月7日から施行する。